

平成23年2月

滋賀県議会定例会議案

(その5)

目 次

	頁
議第 65 号 平成22年度滋賀県一般会計補正予算（第 8 号） .....	1
議第 66 号 平成22年度滋賀県市町振興資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号） .....	13
議第 67 号 平成22年度滋賀県中小企業支援資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号） .....	15
議第 68 号 平成22年度滋賀県農業改良資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号） .....	17
議第 69 号 平成22年度滋賀県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計補正予算 （第 1 号） .....	20
議第 70 号 平成22年度滋賀県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号） .....	22
議第 71 号 平成22年度滋賀県公債管理特別会計補正予算（第 1 号） .....	24
議第 72 号 平成22年度滋賀県流域下水道事業特別会計補正予算（第 3 号） .....	26
議第 73 号 平成22年度滋賀県土地取得事業特別会計補正予算（第 1 号） .....	30
議第 74 号 平成22年度滋賀県用品調達事業特別会計補正予算（第 1 号） .....	33
議第 75 号 平成22年度滋賀県収入証紙特別会計補正予算（第 1 号） .....	35
議第 76 号 平成22年度滋賀県公営競技事業特別会計補正予算（第 1 号） .....	37
議第 77 号 平成22年度滋賀県病院事業会計補正予算（第 2 号） .....	41
議第 78 号 平成22年度滋賀県工業用水道事業会計補正予算（第 1 号） .....	44
議第 79 号 平成22年度滋賀県上水道供給事業会計補正予算（第 1 号） .....	46
議第 80 号 契約の締結につき議決を求めることについて（国道 421 号緊急地方道 路整備工事） .....	49
議第 81 号 財産の処分につき議決を求めることについて .....	50
議第 82 号 損害賠償請求調停事件の調停の合意および損害賠償の額を定めること につき議決を求めることについて .....	51
議第 83 号 県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を 定めることにつき議決を求めることについて .....	52
議第 84 号 県の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金 額を定めることにつき議決を求めることについて .....	55
議第 85 号 流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定 めることにつき議決を求めることについて .....	57

# 一般会計補正予算

## 議第65号

## 平成22年度滋賀県一般会計補正予算（第8号）

平成22年度滋賀県の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,112,666千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 519,075,141千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加および変更は、「第3表 地方債補正」による。

上記の議案を提出する。

平成23年3月8日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		千円 120,200,000	千円 14,460,000	千円 134,660,000
	1 県 民 税	51,090,000	5,557,100	56,647,100
	2 事 業 税	18,030,400	8,023,200	26,053,600
	3 地 方 消 費 税	11,404,900	269,800	11,674,700
	4 不 動 産 取 得 税	3,614,400	114,500	3,728,900
	5 県 た ば こ 税	2,935,800	△ 306,200	2,629,600
	6 ゴルフ場利用税	1,421,000	△ 118,300	1,302,700
	7 自 動 車 取 得 税	2,327,500	△ 101,900	2,225,600
	8 軽 油 引 取 税	10,369,100	1,192,700	11,561,800
	9 自 動 車 税	18,942,900	△ 183,700	18,759,200
	10 鉾 区 税	8,100	500	8,600
	12 産 業 廃 棄 物 税	32,900	12,400	45,300
	13 旧 法 に よ る 税	500	△ 100	400
2 地方消費税清算金		20,360,000	2,996,000	23,356,000
	1 地方消費税清算金	20,360,000	2,996,000	23,356,000
3 地方譲与税		15,789,000	1,405,677	17,194,677
	1 地方法人特別譲与税	13,600,000	1,395,677	14,995,677
	2 地方揮発油譲与税	2,042,000	10,000	2,052,000
4 市町たばこ税県交付金		202,000	△ 56,000	146,000
	1 市町たばこ税県交付金	202,000	△ 56,000	146,000

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方特例交付金		千円 1,990,000	△ 千円 78,502	千円 1,911,498
	1 地方特例交付金	1,990,000	△ 78,502	1,911,498
6 地方交付税		107,365,004	3,307,174	110,672,178
	1 地方交付税	107,365,004	3,307,174	110,672,178
7 交通安全対策特別交付金		560,000	△ 70,000	490,000
	1 交通安全対策特別交付金	560,000	△ 70,000	490,000
8 分担金及び負担金		4,174,056	△ 62,581	4,111,475
	1 分担金	2,414,622	△ 64,655	2,349,967
	2 負担金	1,759,434	2,074	1,761,508
9 使用料及び手数料		4,868,355	△ 278,077	4,590,278
	1 使用料	2,437,893	△ 128,946	2,308,947
	2 手数料	81,392	△ 4,197	77,195
	3 証紙収入	2,349,070	△ 144,934	2,204,136
10 国庫支出金		61,033,750	△ 3,620,862	57,412,888
	1 国庫負担金	35,762,721	△ 1,727,374	34,035,347
	2 国庫補助金	22,827,516	△ 1,442,329	21,385,187
	3 委託金	2,443,513	△ 451,159	1,992,354
11 財産収入		4,513,478	682,410	5,195,888
	1 財産運用収入	852,077	△ 56,674	795,403
	2 財産売却収入	3,661,401	739,084	4,400,485
12 寄附金		96,449	2,655	99,104
	1 寄附金	96,449	2,655	99,104
13 繰入金		30,764,577	△ 4,927,167	25,837,410

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 特別会計繰入金	千円 2,315,264	千円 402,370	千円 2,717,634
	2 基金繰入金	28,449,313	△ 5,329,537	23,119,776
14 繰越金		1	1,020,492	1,020,493
	1 繰越金	1	1,020,492	1,020,493
15 諸収入		42,890,805	△ 6,036,753	36,854,052
	1 延滞金加算金及び過料等	469,727	△ 9,533	460,194
	2 県預金利子	5,011	3,492	8,503
	3 貸付金元利収入	34,107,311	△ 5,096,402	29,010,909
	4 受託事業収入	1,281,930	△ 290,198	991,732
	5 収益事業収入	4,115,598	△ 645,387	3,470,211
	6 利子割精算金収入	11,000	△ 398	10,602
	7 雑入	2,900,228	1,673	2,901,901
16 県債		100,155,000	△ 4,631,800	95,523,200
	1 県債	100,155,000	△ 4,631,800	95,523,200
歳入合計		514,962,475	4,112,666	519,075,141
歳出				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		千円 1,173,002	千円 △ 10,578	千円 1,162,424
	1 議会費	1,173,002	△ 10,578	1,162,424
2 政策調整費		13,070,531	△ 259,073	12,811,458
	1 企画調整費	11,123,946	△ 147,160	10,976,786
	2 防災費	1,946,585	△ 111,913	1,834,672

款	項	補正前の額	補正額	計
3 総務費		千円 26,040,213	千円 13,769,744	千円 39,809,957
	1 総務管理費	13,614,574	14,560,843	28,175,417
	2 徴税費	4,703,466	△ 48,081	4,655,385
	3 市町振興費	5,050,431	△ 128,261	4,922,170
	4 選挙費	1,608,814	△ 492,450	1,116,364
	5 統計調査費	803,363	△ 126,168	677,195
	6 人事委員会費	93,955	△ 4,216	89,739
	7 監査委員費	165,610	8,077	173,687
4 県民文化生活費		5,855,446	△ 147,160	5,708,286
	1 県民生活費	2,892,222	△ 132,595	2,759,627
	2 文化費	2,963,224	△ 14,565	2,948,659
5 琵琶湖環境費		21,455,413	△ 488,117	20,967,296
	1 水政費	2,639,306	△ 68,565	2,570,741
	2 環境費	3,656,690	11,284	3,667,974
	3 下水道費	3,549,569	△ 39,675	3,509,894
	4 森林林業費	11,609,848	△ 391,161	11,218,687
6 健康福祉費		84,732,584	△ 376,984	84,355,600
	1 社会福祉費	38,601,589	△ 536,387	38,065,202
	2 児童福祉費	16,304,538	△ 431,719	15,872,819
	3 生活保護費	1,195,997	16,015	1,212,012
	4 災害救助費	10,908	71,339	82,247
	5 公衆衛生費	23,145,025	265,953	23,410,978
	6 生活衛生費	1,170,045	48,869	1,218,914

議第65号 平成22年度滋賀県一般会計補正予算(第8号)

款	項	補正前の額	補正額	計
	7 地域健康福祉費	1,202,826 <sup>千円</sup>	△ 29,497 <sup>千円</sup>	1,173,329 <sup>千円</sup>
	8 医薬費	3,101,656	218,443	3,320,099
7 商工観光労働費		33,569,037	△ 4,951,187	28,617,850
	1 商工業費	4,196,063	△ 210,660	3,985,403
	2 中小企業費	21,970,271	△ 4,142,513	17,827,758
	3 観光費	451,976	26,174	478,150
	4 労政費	5,882,406	△ 524,546	5,357,860
	5 職業訓練費	971,019	△ 97,811	873,208
	6 労働委員会費	97,302	△ 1,831	95,471
8 農政水産業費		18,026,352	△ 1,671,683	16,354,669
	1 農業費	5,034,911	△ 663,697	4,371,214
	2 畜産業費	1,618,850	△ 74,477	1,544,373
	3 農地費	10,374,475	△ 935,164	9,439,311
	4 水産業費	998,116	1,655	999,771
9 土木交通費		49,638,762	1,110,106	50,748,868
	1 土木交通管理費	7,258,344	2,073,501	9,331,845
	2 道路橋りょう費	26,152,062	987,035	27,139,097
	3 河川費	8,384,437	△ 1,361,551	7,022,886
	4 港湾費	839,565	△ 1,144	838,421
	5 砂防費	3,462,764	△ 136,336	3,326,428
	6 都市計画費	1,234,933	△ 315,476	919,457
	7 公園費	546,404	△ 8,241	538,163
	8 建築費	810,507	△ 60,779	749,728

款	項	補正前の額	補正額	計
	9 住宅費	千円 949,746	△ 千円 66,903	千円 882,843
10 警察費		28,832,468	△ 456,359	28,376,109
	1 警察管理費	26,453,144	△ 304,929	26,148,215
	2 警察活動費	2,379,324	△ 151,430	2,227,894
11 教育費		128,580,276	△ 2,398,825	126,181,451
	1 教育総務費	16,245,447	△ 1,361,028	14,884,419
	2 小学校費	43,367,489	△ 88,003	43,279,486
	3 中学校費	25,216,026	△ 281,986	24,934,040
	4 高等学校費	27,297,368	△ 239,772	27,057,596
	5 特別支援学校費	11,089,848	△ 354,426	10,735,422
	6 大学費	2,777,303	△ 9,631	2,767,672
	7 社会教育費	1,671,686	△ 83,842	1,587,844
	8 保健体育費	915,109	19,863	934,972
12 災害復旧費		677,637	△ 528,508	149,129
	1 琵琶湖環境施設 災害復旧費	10,846	33,364	44,210
	2 農政水産施設災 害復旧費	75,541	△ 61,362	14,179
	3 土木交通施設災 害復旧費	591,250	△ 500,510	90,740
13 公債費		76,500,554	△ 1,151,260	75,349,294
	1 公債費	76,500,554	△ 1,151,260	75,349,294
14 諸支出金		26,680,200	1,672,550	28,352,750
	1 県税交付金等	26,680,200	1,672,550	28,352,750
歳出合計		514,962,475	4,112,666	519,075,141

## 第2表 債務負担行為補正

追 加

番号	事 項	期 間	限 度 額
129	滋賀県土地開発公社公共用地先行取得事業 〔米原駅周辺における地域活性化のための中核施設用地〕	平成23年度から 平成27年度まで	991,762千円および管理費相当額の合計額
130	選挙公報作成配送業務	平成23年度	16,250千円
131	緊急地方道路整備事業 (麻生古屋梅ノ木線)	平成23年度	38,000千円

## 第3表 地方債補正

## 1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
団体営土地改良事業費	千円 5,100	普通貸借または証券発行	10.0以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後においては、 当該見直し 後の利率)	借入日の翌日から5年以内据え置き、50年以内の期間において償還する。 ただし、借入先の融資条件、財政その他の都合により償還期間の短縮および据置期間の延長をし、または繰上償還を行うことができる。
団体営農村整備事業費	3,100			
計	8,200			

## 2 変更

起債の目的	補正前限度額	補正後限度額
防災行政施設整備事業費	千円 725,100	千円 663,500
造林事業費	320,700	303,900
林道事業費	109,100	91,000
治山事業費	719,200	717,500
上水道供給事業出資金	161,200	160,600
家畜保健衛生所整備事業費	48,100	37,800
県営かんがい排水事業費	414,000	358,800
県営経営体育成基盤整備事業費	514,200	492,200
県営農道整備事業費	24,000	20,700

議第65号  
平成22年度滋賀県一般会計補正予算(第8号)

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
県営中山間地域総合整備事業費	91,400 <sup>千円</sup>	89,900 <sup>千円</sup>
県営みずすまし事業費	20,100	24,500
農村活性化事業費	2,500	1,900
県営農地防災事業費	327,800	302,700
県営地すべり防止対策事業費	13,100	3,100
水産基盤整備事業費	70,900	68,700
雪寒地域建設機械整備事業費	8,000	3,700
特定交通安全施設整備事業費	80,100	—
直轄道路事業費	5,777,100	6,729,400
地方道路等整備事業費	8,987,300	8,837,100
単独道路改良事業費	1,164,600	1,178,400
広域河川改修事業費	1,260,000	863,900
総合流域防災事業費	1,275,100	1,150,000
住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業費	346,900	367,900
直轄河川事業費	384,100	310,800
河川災害関連事業費	53,300	—
河川等整備事業費	1,856,200	—
単独河川改良事業費	44,800	21,300
通常砂防事業費	526,700	512,800
地すべり対策事業費	16,000	15,500
直轄砂防事業費	74,100	37,500
急傾斜地崩壊対策事業費	166,100	160,900
単独急傾斜地崩壊対策事業費	162,900	139,900

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
都 市 計 画 街 路 事 業 費	58,600 <sup>千円</sup>	37,800 <sup>千円</sup>
市 街 地 再 開 発 事 業 費	33,500	22,900
公 営 住 宅 建 設 事 業 費	182,800	169,600
警 察 施 設 整 備 事 業 費	31,300	30,800
補 助 交 通 安 全 施 設 整 備 事 業 費	67,500	57,900
単 独 交 通 安 全 施 設 整 備 事 業 費	87,200	82,400
高 等 学 校 施 設 整 備 事 業 費	780,000	698,700
特 別 支 援 学 校 施 設 整 備 事 業 費	15,300	9,000
県 営 農 地 農 業 用 施 設 災 害 復 旧 事 業 費	1,600	—
団 体 営 農 地 農 業 用 施 設 災 害 復 旧 事 業 費	1,200	—
補 助 土 木 施 設 災 害 復 旧 事 業 費	184,000	2,700
臨 時 財 政 対 策 債	65,600,000	68,870,000
退 職 手 当 債	5,500,000	—
計	100,155,000	95,515,000

議第65号  
平成22年度滋賀県一般会計補正予算(第8号)

# 特別会計補正予算

## 議第66号

## 平成22年度滋賀県市町振興資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成22年度滋賀県の市町振興資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 700,745千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,717,745千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の議案を提出する。

平成23年3月8日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
2 諸 収 入		千円 1,717,000	千円 700,610	千円 2,417,610
	1 貸付金元利収入	1,717,000	700,610	2,417,610
3 繰 越 金		—	135	135
	1 繰 越 金	—	135	135
歳 入 合 計		2,017,000	700,745	2,717,745
歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		千円 2,017,000	千円 700,745	千円 2,717,745
	1 市町振興資金貸付事業費	2,017,000	700,745	2,717,745
歳 出 合 計		2,017,000	700,745	2,717,745

## 議第67号

## 平成22年度滋賀県中小企業支援資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成22年度滋賀県の中小企業支援資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 722,086千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 422,214千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の議案を提出する。

平成23年3月8日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰越金		千円 13,914	△ 千円 7,288	千円 6,626
	1 繰越金	13,914	△ 7,288	6,626
2 諸収入		1,130,386	△ 714,798	415,588
	1 県預金利子	1,500	△ 560	940
	2 貸付金元利収入	1,128,886	△ 714,238	414,648
歳入合計		1,144,300	△ 722,086	422,214
歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 商工観光労働費		千円 12,559	△ 千円 7,848	千円 4,711
	1 中小企業支援資金貸付事業費	12,559	△ 7,848	4,711
2 公債費		1,128,741	△ 714,238	414,503
	1 公債費	1,128,741	△ 714,238	414,503
歳出合計		1,144,300	△ 722,086	422,214

**議第68号****平成22年度滋賀県農業改良資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）**

平成22年度滋賀県の農業改良資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

**（歳入歳出予算の補正）**

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,652千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130,452千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

**（地方債の補正）**

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

上記の議案を提出する。

平成23年3月8日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		千円 7,597	△ 千円 6,363	千円 1,234
	1 一般会計繰入金	7,597	△ 6,363	1,234
2 繰越金		53,094	36,465	89,559
	1 繰越金	53,094	36,465	89,559
3 諸収入		37,109	1,916	39,025
	2 貸付金元利収入	37,009	1,916	38,925
4 県債		12,000	△ 11,366	634
	1 県債	12,000	△ 11,366	634
歳入合計		109,800	20,652	130,452
歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 農政水産業費		千円 107,597	△ 千円 60,680	千円 46,917
	1 農業改良資金貸付事業費	107,597	△ 60,680	46,917
2 公債費		2,103	22,000	24,103
	1 公債費	2,103	22,000	24,103
3 予備費		100	59,332	59,432
	1 予備費	100	59,332	59,432
歳出合計		109,800	20,652	130,452

## 第2表 地 方 債 補 正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
就 農 支 援 資 金 貸 付 金	12,000 <sup>千円</sup>	634 <sup>千円</sup>
計	12,000	634

議第68号 平成22年度滋賀県農業改良資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)

## 議第69号

## 平成22年度滋賀県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)

平成22年度滋賀県の林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24,917千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 313,917千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の議案を提出する。

平成23年3月8日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰越金		千円 86,733	千円 30,917	千円 117,650
	1 繰越金	86,733	30,917	117,650
2 諸収入		147,267	△ 6,000	141,267
	1 貸付金元利収入	147,267	△ 6,000	141,267
歳入合計		289,000	24,917	313,917

## 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 琵琶湖環境費		千円 170,752	千円 △ 47	千円 170,705
	1 林業・木材産業 改善資金貸付事 業費	30,445	△ 47	30,398
2 公債費		55,700	△ 623	55,077
	1 公債費	55,700	△ 623	55,077
3 予備費		62,548	25,587	88,135
	1 予備費	62,548	25,587	88,135
歳出合計		289,000	24,917	313,917

議第69号 平成22年度滋賀県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)

## 議第70号

## 平成22年度滋賀県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)

平成22年度滋賀県の沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,673千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68,273千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の議案を提出する。

平成23年3月8日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		千円 54,739	千円 8,036	千円 62,775
	1 繰越金	54,739	8,036	62,775
3 諸収入		5,623	△ 363	5,260
	1 県預金利子	440	△ 363	77
歳入合計		60,600	7,673	68,273

## 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 予備費		千円 40,299	千円 7,673	千円 47,972
	1 予備費	40,299	7,673	47,972
歳出合計		60,600	7,673	68,273

## 議第71号

## 平成22年度滋賀県公債管理特別会計補正予算(第1号)

平成22年度滋賀県の公債管理特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 516,710千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96,033,081千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の議案を提出する。

平成23年3月8日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		千円 81,146,371	千円 516,710	千円 81,663,081
	1 一般会計繰入金	76,254,496	△ 1,067,667	75,186,829
	2 特別会計繰入金	4,891,875	1,584,377	6,476,252
歳入合計		95,516,371	516,710	96,033,081

## 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債費		千円 95,516,371	千円 516,710	千円 96,033,081
	1 公債費	95,516,371	516,710	96,033,081
歳出合計		95,516,371	516,710	96,033,081

議第71号 平成22年度滋賀県公債管理特別会計補正予算(第1号)

## 議第72号

## 平成22年度滋賀県流域下水道事業特別会計補正予算(第3号)

平成22年度滋賀県の流域下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ427,811千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,595,807千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加および変更は、「第2表 地方債補正」による。

上記の議案を提出する。

平成23年3月8日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

議第72号 平成22年度滋賀県流域下水道事業特別会計補正予算(第3号)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		千円 9,188,103	△ 千円 1,003,982	千円 8,184,121
	1 負担金	9,188,103	△ 1,003,982	8,184,121
2 使用料及び手数料		1,282	2	1,284
	1 使用料	1,282	2	1,284
3 国庫支出金		3,835,131	△ 2,162	3,832,969
	1 国庫負担金	3,835,131	△ 2,162	3,832,969
4 財産収入		27,819	△ 9,435	18,384
	1 財産運用収入	27,819	△ 9,435	18,384
5 繰入金		3,664,104	△ 153,315	3,510,789
	1 一般会計繰入金	3,396,196	△ 35,982	3,360,214
	2 基金繰入金	267,908	△ 117,333	150,575
6 繰越金		2,049,152	△ 17,279	2,031,873
	1 繰越金	2,049,152	△ 17,279	2,031,873
7 諸収入		7,305	6,582	13,887
	1 受託事業収入	4,783	△ 273	4,510
	2 雑入	2,522	6,155	8,677
	3 県預金利子	—	700	700
8 県債		2,395,100	1,607,400	4,002,500
	1 県債	2,395,100	1,607,400	4,002,500
歳入合計		21,167,996	427,811	21,595,807

議第72号  
平成22年度滋賀県流域下水道事業特別会計補正予算(第3号)

歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 琵琶湖環境費		15,525,421 <sup>千円</sup>	△ 1,161,943 <sup>千円</sup>	14,363,478 <sup>千円</sup>
	1 流域下水道費	7,164,982	△ 120,525	7,044,457
	2 流域下水道管理費	8,360,439	△ 1,041,418	7,319,021
2 公債費		4,166,581	1,589,754	5,756,335
	1 公債費	4,166,581	1,589,754	5,756,335
歳 出 合 計		21,167,996	427,811	21,595,807

## 第2表 地方債補正

## 1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	千円 1,655,300	普通貸借または 証券発行	% 10.0以内	借入日の翌日から3年以内据え置き、10年以内の期間において償還する。 ただし、借入先の融資条件、財政その他の都合により償還期間の短縮および据置期間の延長をし、または繰上償還を行うことができる。
計	1,655,300			

## 2 変更

起債の目的	補正前限度額	補正後限度額
流域下水道建設事業費	千円 1,537,500	千円 1,489,600
計	2,395,100	2,347,200

議第72号 平成22年度滋賀県流域下水道事業特別会計補正予算(第3号)

## 議第73号

## 平成22年度滋賀県土地取得事業特別会計補正予算(第1号)

平成22年度滋賀県の土地取得事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 527,290千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 392,810千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

上記の議案を提出する。

平成23年3月8日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		千円 418,000	△ 千円 240,934	千円 177,066
	1 財産運用収入	44,500	△ 28,491	16,009
	2 財産売却収入	373,500	△ 212,443	161,057
2 繰入金		2,100	△ 56	2,044
	1 基金繰入金	2,100	△ 156	1,944
	2 一般会計繰入金	—	100	100
3 県債		500,000	△ 286,300	213,700
	1 県債	500,000	△ 286,300	213,700
歳入合計		920,100	△ 527,290	392,810

## 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土木交通費		千円 918,000	△ 千円 527,134	千円 390,866
	1 土木交通管理費	918,000	△ 527,134	390,866
2 公債費		2,100	△ 156	1,944
	1 公債費	2,100	△ 156	1,944
歳出合計		920,100	△ 527,290	392,810

## 第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前限度額	補正後限度額
公共用地先行取得事業費	500,000 <sup>千円</sup>	213,700 <sup>千円</sup>
計	500,000	213,700

## 議第74号

## 平成22年度滋賀県用品調達事業特別会計補正予算（第1号）

平成22年度滋賀県の用品調達事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 216,760千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 746,240千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の議案を提出する。

平成23年3月8日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		千円 961,500	△ 千円 236,401	千円 725,099
	1 財産売払収入	961,500	△ 236,401	725,099
2 繰越金		1,500	19,641	21,141
	1 繰越金	1,500	19,641	21,141
歳入合計		963,000	△ 216,760	746,240

## 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 963,000	△ 千円 216,760	千円 746,240
	1 用品調達事業費	963,000	△ 216,760	746,240
歳出合計		963,000	△ 216,760	746,240

## 議第75号

## 平成22年度滋賀県収入証紙特別会計補正予算（第1号）

平成22年度滋賀県の収入証紙特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 117,363千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,249,637千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の議案を提出する。

平成23年3月8日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 証紙収入		千円 3,366,900	△ 千円 117,836	千円 3,249,064
	1 証紙売払収入	3,366,900	△ 117,836	3,249,064
2 繰越金		100	473	573
	1 繰越金	100	473	573
歳入合計		3,367,000	△ 117,363	3,249,637

## 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 3,367,000	△ 千円 117,363	千円 3,249,637
	1 収入証紙	3,367,000	△ 117,363	3,249,637
歳出合計		3,367,000	△ 117,363	3,249,637

## 議第76号

## 平成22年度滋賀県公営競技事業特別会計補正予算（第1号）

平成22年度滋賀県の公営競技事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 7,378,864千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50,971,136千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の議案を提出する。

平成23年3月8日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 公営競技事業収入		千円 27,480,720	△ 千円 1,187,694	千円 26,293,026
	1 公営競技開催収入	27,480,720	△ 1,187,694	26,293,026
2 使用料及び手数料		23,705	15	23,720
	1 使用料	23,705	15	23,720
3 財産収入		902	△ 719	183
	1 財産運用収入	892	△ 709	183
	2 財産売却収入	10	△ 10	—
4 繰越金		50,000	9,930	59,930
	1 繰越金	50,000	9,930	59,930
5 諸収入		30,794,673	△ 6,250,396	24,544,277
	1 施設利用料	76,003	△ 10,835	65,168
	2 県預金利子	200	△ 194	6
	3 受託事業収入	30,704,478	△ 6,240,726	24,463,752
	4 雑収入	13,992	1,359	15,351
6 繰入金		—	50,000	50,000
	1 基金繰入金	—	50,000	50,000
歳入合計		58,350,000	△ 7,378,864	50,971,136

歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 公営競技事業費		千円 57,922,531	△ 千円 7,375,496	千円 50,547,035
	1 経 営 費	156,059	△ 8,811	147,248
	2 開 催 費	57,766,472	△ 7,366,685	50,399,787
2 公 債 費		422,469	△ 3,368	419,101
	1 公 債 費	422,469	△ 3,368	419,101
歳 出 合 計		58,350,000	△ 7,378,864	50,971,136

# 企業会計補正予算

## 議第77号

## 平成22年度滋賀県病院事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 平成22年度滋賀県の病院事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入および支出)

第2条 収益的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

## 収 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 病院事業収益		千円 17,592,000	千円 △ 34,949	千円 17,557,051
	1 医業収益	15,065,875	△ 77,434	14,988,441
	2 医業外収益	2,319,325	46,283	2,365,608
	3 附帯事業収益	206,800	△ 3,798	203,002

## 支 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 病院事業費用		千円 17,838,000	千円 △ 3,803	千円 17,834,197
	1 医業費用	16,994,230	8,136	17,002,366
	2 医業外費用	636,970	△ 20,848	616,122
	3 附帯事業費用	206,800	△ 3,798	203,002
	4 特別損失	—	12,707	12,707

(資本的収入および支出)

第3条 資本的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

(補正後の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,041,276千円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。)

## 収 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的収入		千円 2,590,096	千円 △ 379,103	千円 2,210,993
	1 企業債	1,919,000	△ 382,300	1,536,700
	2 負担金	666,000	3,197	669,197

## 支 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的支出		千円 3,581,096	千円 △ 328,827	千円 3,252,269
	1 建設改良費	1,965,766	△ 382,207	1,583,559
	2 企業債償還金	1,615,330	53,380	1,668,710

## (企業債)

第4条 起債の限度額を、次のとおり補正する。

起債の目的	補正前限度額	補正後限度額
成人病センター病院整備事業費	千円 1,313,600	千円 1,035,000
小児保健医療センター病院整備事業費	468,200	365,700
精神医療センター病院整備事業費	137,200	136,000
計	1,919,000	1,536,700

## (議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第5条 議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を、次のとおり補正する。

科 目	補正前の額	補正額	計
職員給与費	千円 8,254,118	千円 △ 84,932	千円 8,169,186

## (他会計からの補助金)

第6条 院内保育所の運営、医師派遣機能整備、看護職員の育成および地域ICT利活用広域連携事業のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を、次のとおり補正する。

科 目	補正前の額	補正額	計
補 助 金	千円 38,678	千円 12,423	千円 51,101

上記の議案を提出する。

平成23年3月8日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

## 議第78号

## 平成22年度滋賀県工業用水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成22年度滋賀県の工業用水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入および支出)

第2条 収益的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

## 収入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 工業用水道事業収益		千円 1,177,500	千円 33,557	千円 1,211,057
	1 営業収益	1,162,692	17,717	1,180,409
	2 営業外収益	14,808	15,840	30,648

## 支出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 工業用水道事業費用		千円 834,500	千円 △ 1,138	千円 833,362
	1 営業費用	777,616	489	778,105
	2 営業外費用	56,884	△ 1,627	55,257

(資本的収入および支出)

第3条 資本的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

(補正後の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額965,949千円は、減債積立金155,662千円、建設改良積立金 80,000千円、過年度分損益勘定留保資金 710,795千円ならびに消費税および地方消費税資本的収支調整額19,492千円で補填するものとする。)

## 収入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的収入		千円 3,000	千円 △ 3,000	千円 -
	1 諸収入	3,000	△ 3,000	-

## 支 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的支出		千円 1,056,400	千円 △ 90,451	千円 965,949
	1 建設改良費	598,025	△ 91,223	506,802
	2 企業債償還金	155,663	772	156,435

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第4条 議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を、次のとおり補正する。

科	目	補正前の額	補正額	計
職員給与費		千円 152,726	千円 24,711	千円 177,437

(他会計からの補助金)

第5条 退職手当および子ども手当に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、

18,047千円である。

上記の議案を提出する。

平成23年3月8日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

## 議第79号

## 平成22年度滋賀県上水道供給事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成22年度滋賀県の上水道供給事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入および支出)

第2条 収益的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

## 収 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 上水道供給事業 収益		千円 5,691,900	△ 千円 50,648	千円 5,641,252
	1 営業収益	5,156,256	△ 12,232	5,144,024
	2 営業外収益	535,644	△ 38,416	497,228

## 支 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 上水道供給事業 費用		千円 4,084,100	△ 千円 136,095	千円 3,948,005
	1 営業費用	3,517,314	△ 27,016	3,490,298
	2 営業外費用	566,786	△ 109,079	457,707

(資本的収入および支出)

第3条 資本的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

(補正後の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3,511,632千円は、減債積立金989,806千円、過年度分損益勘定留保資金1,309,379千円、当年度分損益勘定留保資金1,095,640千円、当年度利益剰余金処分量7,583千円ならびに消費税および地方消費税資本的収支調整額109,224千円で補填するものとする。)

## 収 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的収入		千円 2,213,500	△ 千円 314,430	千円 1,899,070

1	企業債	1,650,000	△ 330,000	1,320,000
2	補助金	161,200	△ 600	160,600
3	出資金	205,750	△ 600	205,150
4	諸収入	196,550	16,770	213,320

## 支 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的支出		千円 5,389,500	千円 21,202	千円 5,410,702
	1 建設改良費	3,809,869	△ 633,108	3,176,761
	2 企業債償還金	1,339,614	656,642	1,996,256
	4 補助金返還金	5,392	△ 1,251	4,141
	5 固定資産購入費	9,428	△ 1,081	8,347

## (企業債)

第4条 起債の限度額を、次のとおり補正する。

起債の目的	補正前限度額	補正後限度額
南部上水道建設事業費	千円 430,000	千円 290,000
東南部上水道改良事業費	1,220,000	1,030,000
計	1,650,000	1,320,000

## (議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第5条 議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を、次のとおり補正する。

科 目	補正前の額	補正額	計
職員給与費	千円 553,307	千円 46,943	千円 600,250

## (他会計からの補助金)

第6条 退職手当および子ども手当に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を、次のとおり補正する。

科	目	補正前の額	補正額	計
補	助	金		
		千円 391,094	千円 58,306	千円 449,400

## (利益剰余金の処分)

第7条 当年度利益剰余金のうち 7,583千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減償積立金 7,583千円

上記の議案を提出する。

平成23年3月8日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

そ の 他 の 議 案

## 議第80号

## 契約の締結につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成23年3月8日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

## 契約の締結につき議決を求めることについて

次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号および滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年滋賀県条例第11号）第2条の規定に基づき、議決を求める。

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 国道421号緊急地方道路整備工事   |
| 2 契約金額   | 1,037,400,000円   |
| 3 契約の相手方 | 大阪市中央区博労町二丁目2番13号<br>大豊・大山建設工事共同企業体<br>代表者 大豊建設株式会社大阪支店<br>支店長 佐久間 崇 |

## 議第81号

## 財産の処分につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成23年3月8日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

## 財産の処分につき議決を求めることについて

次のように財産を処分することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号および滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年滋賀県条例第11号）第3条の規定に基づき、議決を求める。

## 財産の種類、数量および処分予定価格

- |          |                  |
|----------|------------------|
| 1 財産の種類  | 土地               |
| 2 処分面積   | 48,889.92 平方メートル |
| 3 処分予定価格 | 2,760,000,000 円  |
| 4 処分の目的  | 普通財産の売却による処分     |

## (参 考)

財産の所在地 滋賀県草津市西波川二丁目

契約の相手方 大阪府豊中市新千里西町一丁目1番4号

パナホーム・MID都市開発草津市西波川地区住宅地開発事業共同企業体

代表者 パナホーム株式会社

代表取締役 藤 井 康 照

## 議第82号

損害賠償請求調停事件の調停の合意および損害賠償の額を定めることにつき議決を求めること  
について

上記の議案を提出する。

平成23年3月8日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

損害賠償請求調停事件の調停の合意および損害賠償の額を定めることにつき議決を求める  
ことについて

下記の者が滋賀県を相手方として、民事調停法（昭和26年法律第222号）第2条の規定に基づき、調停を申し立てた損害賠償請求調停事件（大津簡易裁判所平成22年（ノ）第165号）について、次のとおり調停に合意し、損害賠償の額を定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号および第13号の規定に基づき、議決を求める。

1 申立人の住所、氏名

2 調停の要旨

滋賀県は、調停委員会が提示した調停案「解決金 円」について合意する。

（参 考）

平成22年3月31日滋賀県湖南市東寺四丁目1番1号滋賀県立近江学園において、園生が浴槽内で死亡した事故について、申立人が平成22年9月13日損害賠償を求めて調停を申し立てたものであり、調停委員会が提示した調停案について双方合意に達したものである。

議第82号 損害賠償請求調停事件の調停の合意および損害賠償の額を定めることにつき議決を求めることについて

## 議第83号

県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成23年3月8日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定に基づき、平成22年度において県の行う次の建設事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることにつき、議決を求める。

事業名	関係市町名	負担すべき金額		
		既決額	増減額	計
県営経営体育成基盤整備事業	彦根市	2,715,000	△ 1,205,000	1,510,000
	長浜市	10,207,000	△ 3,160,000	7,047,000
	東近江市	3,000,000	△ 342,000	2,658,000
	計	15,922,000	△ 4,707,000	11,215,000
県営農道整備事業	東近江市	4,290,000	△ 1,712,000	2,578,000
	計	4,290,000	△ 1,712,000	2,578,000
県営中山間地域総合整備事業	長浜市	7,700,000	△ 2,995,000	4,705,000
	東近江市	400,000	△ 190,000	210,000
	計	17,904,000	△ 3,185,000	14,719,000
県営みずすまし事業	守山市	4,192,000	△ 236,000	3,956,000
	東近江市	3,656,000	△ 16,000	3,640,000
	計	7,848,000	△ 252,000	7,596,000
県営農村振興総合整備事業	長浜市	7,692,000	193,000	7,885,000
	計	7,692,000	193,000	7,885,000
単独道路改築事業	大津市	34,246,600	△ 3,866,200	30,380,400
	彦根市	6,662,800	1,238,800	7,901,600
	長浜市	9,605,400	△ 2,440,500	7,164,900
	近江八幡市	16,025,400	△ 30,300	15,995,100

事業名	関係市町名	負担すべき金額		
		既決額	増減額	計
	草津市	13,376,000 <sup>円</sup>	6,547,800 <sup>円</sup>	19,923,800 <sup>円</sup>
	守山市	5,975,200	△ 3,030,000	2,945,200
	栗東市	10,435,800	△ 3,157,600	7,278,200
	甲賀市	28,490,600	7,203,800	35,694,400
	野洲市	12,415,000	2,024,200	14,439,200
	湖南市	3,520,000	△ 1,588,800	1,931,200
	高島市	11,259,300	5,799,300	17,058,600
	東近江市	13,831,350	1,956,900	15,788,250
	米原市	1,759,950	△ 392,550	1,367,400
	日野町	7,920,000	435,600	8,355,600
	竜王町	2,640,000	△ 936,200	1,703,800
	愛荘町	4,197,600	△ 2,171,700	2,025,900
	甲良町	924,000	130,050	1,054,050
	多賀町	2,481,900	△ 729,900	1,752,000
	計	185,766,900	6,992,700	192,759,600
補助急傾斜地崩壊対策事業	大津市	14,408,100	△ 1,115,700	13,292,400
	長浜市	5,927,900	△ 307,703	5,620,197
	近江八幡市	8,250,000	150,000	8,400,000
	多賀町	1,800,000	△ 93,050	1,706,950
	計	30,386,000	△ 1,366,453	29,019,547
補助急傾斜地総合流域防災事業	大津市	2,841,200	1,328,800	4,170,000
	彦根市	1,894,200	571,900	2,466,100
	長浜市	5,017,600	△ 322,300	4,695,300
	栗東市	5,682,400	△ 708,345	4,974,055
	高島市	6,724,200	△ 1,370,985	5,353,215
	米原市	4,735,400	△ 115,300	4,620,100
	計	26,895,000	△ 616,230	26,278,770
補助都市計画街路事業	長浜市	21,487,500	△ 7,987,050	13,500,450
	計	21,487,500	△ 7,987,050	13,500,450
緊急地方道路(街路)整備事業	彦根市	14,181,750	△ 7,777,800	6,403,950
	草津市	101,250,000	675,450	101,925,450
	守山市	84,579,300	△ 40,704,075	43,875,225
	甲賀市	30,082,500	△ 11,632,275	18,450,225

議第83号 県が行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

議第83号 県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

事業名	関係市町名	負担すべき金額		
		既決額	増減額	計
	計	230,093,550	△ 59,438,700	170,654,850
単独都市計画街路事業	大津市	2,919,900	△ 2,378,100	541,800
	草津市	4,000,200	5,736,000	9,736,200
	守山市	2,919,900	△ 2,919,900	—
	東近江市	1,022,100	△ 437,700	584,400
	計	11,390,100	300	11,390,400
都市公園事業	野洲市	5,260,100	50	5,260,150
	計	5,260,100	50	5,260,150

ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。

(参考)

平成22年10月13日議決の「県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて（議第118号）」の金額を改めようとするものである。

## 議第84号

県の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成23年3月8日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

県の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定に基づき、平成22年度において県の行う次の土地改良事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることにつき、議決を求める。

事業名	関係市町名	負担すべき金額		
		既決額	増減額	計
県営かんがい排水事業	彦根市	19,782,000 <sup>円</sup>	△ 14,427,000 <sup>円</sup>	5,355,000 <sup>円</sup>
	長浜市	11,542,000	△ 4,944,000	6,598,000
	近江八幡市	2,483,000	126,000	2,609,000
	草津市	44,231,000	△ 10,665,000	33,566,000
	守山市	13,602,000	7,007,000	20,609,000
	栗東市	1,276,000	△ 1,053,000	223,000
	甲賀市	10,539,000	244,000	10,783,000
	野洲市	24,862,000	7,260,000	32,122,000
	湖南市	8,764,000	△ 726,000	8,038,000
	高島市	38,136,000	△ 10,363,000	27,773,000
	東近江市	2,279,000	115,000	2,394,000
	米原市	161,000	△ 44,000	117,000
	日野町	2,770,000	141,000	2,911,000
	竜王町	2,281,000	117,000	2,398,000
計	182,708,000	△ 27,212,000	155,496,000	
県営経営体育成基盤整備事業	彦根市	4,604,000	△ 958,000	3,646,000
	長浜市	80,056,000	828,000	80,884,000
	近江八幡市	4,207,000	5,044,000	9,251,000

議第84号 県の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

議第84号 県が行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

事業名	関係市町名	負担すべき金額		
		既決額	増減額	計
	湖 南 市	4,918,000 <sup>円</sup>	△ 854,000 <sup>円</sup>	4,064,000 <sup>円</sup>
	東 近 江 市	23,202,000	5,376,000	28,578,000
	米 原 市	21,587,000	△ 522,000	21,065,000
	愛 荘 町	88,000	△ 23,000	65,000
	計	138,662,000	8,891,000	147,553,000
県営農道整備事業	湖 南 市	10,572,000	△ 149,000	10,423,000
	計	10,572,000	△ 149,000	10,423,000
県営中山間地域総合整備事業	彦 根 市	7,031,000	2,038,000	9,069,000
	長 浜 市	4,945,000	175,000	5,120,000
	甲 賀 市	3,705,000	2,900,000	6,605,000
	高 島 市	878,000	△ 602,000	276,000
	東 近 江 市	5,711,000	△ 1,444,000	4,267,000
	計	22,270,000	3,067,000	25,337,000
県営農村振興総合整備事業	長 浜 市	2,194,000	△ 813,000	1,381,000
	計	2,194,000	△ 813,000	1,381,000
県営農地防災事業	彦 根 市	12,336,000	△ 351,000	11,985,000
	甲 賀 市	61,820,000	902,000	62,722,000
	野 洲 市	1,400,000	△ 488,000	912,000
	高 島 市	1,365,000	△ 826,000	539,000
	東 近 江 市	731,000	1,000	732,000
	米 原 市	9,378,000	1,200,000	10,578,000
	計	87,030,000	438,000	87,468,000
ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。				

(参考)

平成22年10月13日議決の「国および県が行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて（議第119号）」の金額を改めようとするものである。

## 議第85号

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成23年3月8日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定に基づき、平成22年度において県の行う流域下水道事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次のとおり定めることにつき、議決を求める。

関 係 市 町 名	負 担 す べ き 金 額		
	既 決 額	増 減 額	計
大 津 市	77,339,829 <sup>円</sup>	△ 3,241,156 <sup>円</sup>	74,098,673 <sup>円</sup>
彦 根 市	226,036,251	△ 8,197,060	217,839,191
長 浜 市	251,426,624	△ 9,117,826	242,308,798
近 江 八 幡 市	42,313,629	△ 1,401,186	40,912,443
草 津 市	72,278,701	△ 2,393,457	69,885,244
守 山 市	102,423,349	△ 2,592,474	99,830,875
栗 東 市	107,420,111	△ 1,915,023	105,505,088
甲 賀 市	70,126,201	△ 2,322,179	67,804,022
野 洲 市	42,880,076	△ 1,419,943	41,460,133
湖 南 市	57,607,711	△ 1,907,638	55,700,073
高 島 市	7,483,500	△ 947,000	6,536,500
東 近 江 市	107,684,253	△ 3,690,087	103,994,166
米 原 市	69,565,495	△ 2,522,748	67,042,747
日 野 町	28,152,441	△ 932,248	27,220,193
竜 王 町	22,318,032	△ 739,046	21,578,986
愛 荘 町	54,152,368	△ 1,963,801	52,188,567
豊 郷 町	14,725,040	△ 533,994	14,191,046
甲 良 町	16,376,447	△ 593,882	15,782,565

議第85号 流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

関係市町名	負担すべき金額		
	既決額	増減額	計
多賀町	16,376,447 <sup>円</sup>	△ 593,882 <sup>円</sup>	15,782,565 <sup>円</sup>
計	1,386,686,505	△ 47,024,630	1,339,661,875

ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。

(参考)

平成22年10月13日議決の「流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて（議第120号）」の金額を改めようとするものである。